

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第57期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社フジミインコーポレーテッド
【英訳名】	FUJIMI INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 敬史
【本店の所在の場所】	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
【電話番号】	052-503-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理本部長 石井 和廣
【最寄りの連絡場所】	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
【電話番号】	052-503-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理本部長 石井 和廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期連結 累計期間	第57期 第3四半期連結 会計期間	第56期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	29,117,751	7,991,853	42,630,601
経常利益(千円)	2,631,482	208,474	5,289,322
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( )(千円)	1,378,463	278,400	3,249,725
純資産額(千円)	-	43,123,830	44,536,470
総資産額(千円)	-	49,280,002	55,233,774
1株当たり純資産額(円)	-	1,470.51	1,494.39
1株当たり四半期(当期)純利益、又は四半期純損失金額( )(円)	46.81	9.54	109.64
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	46.81	-	109.31
自己資本比率(%)	-	87.05	80.28
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,493,095	-	4,613,888
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,274,639	-	6,371,131
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,382,963	-	321,916
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	-	7,221,150	9,729,819
従業員数(人)	-	779	776

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第57期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な子会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な子会社の異動はありません。

なお、連結子会社である株式会社インターオプテックは、平成20年11月4日開催の同社臨時株主総会において、解散及び特別清算することについて決議いたしました。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	779（101）
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### （2）提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	581（96）
---------	---------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、事業の種類別セグメント情報を記載していないため、主要製品区分により記載しております。

#### (1)生産実績

区分		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
		金額
研磨材	アルミナ質研磨材(千円)	1,332,493
	炭化けい素質研磨材(千円)	1,004,616
	その他の研磨材(千円)	3,289
	小計(千円)	2,340,398
鏡面仕上材	アルミナ系鏡面仕上材(千円)	355,502
	シリカ系鏡面仕上材(千円)	3,444,820
	その他の鏡面仕上材(千円)	47,318
	小計(千円)	3,847,642
その他	研削用工具(千円)	37,201
	その他(千円)	480,915
	小計(千円)	518,117
合計(千円)		6,706,158

(注) 1. 金額は販売価格にて表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2)受注状況

区分		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		
		受注高(千円)	受注残高(千円)	
研磨材		-	-	
鏡面仕上材		-	-	
その他	研削用工具	FDP	18,612	1,146
		FDW	4,315	820
		FPW	12,108	5,823
	その他	サーフィン	66,006	25,325
		デバイス用基板	-	-
合計		101,043	33,114	

(注) 1. 研磨材、鏡面仕上材及びその他の一部については販売計画に基づいた見込生産によるため金額の記載はしておりません。

2. 受注高の金額は販売価格によっております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (3)販売実績

区分		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
		金額	
製品	研磨材	アルミナ質研磨材(千円)	1,279,943
		炭化けい素質研磨材(千円)	966,895
		その他の研磨材(千円)	3,503
		小計(千円)	2,250,343
	鏡面仕上材	アルミナ系鏡面仕上材(千円)	415,472
		シリカ系鏡面仕上材(千円)	4,592,180
		その他の鏡面仕上材(千円)	90,356
		小計(千円)	5,098,009
	その他	研削用工具(千円)	37,381
		その他(千円)	468,664
小計(千円)		506,046	
製品計(千円)		7,854,400	
商品	研磨機等機械(千円)	-	
	その他(千円)	137,453	
	商品計(千円)	137,453	
合計(千円)		7,991,853	

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
長瀬産業㈱	1,276,373	16.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間において、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱は、欧米の大手金融機関の破綻、急激な株安・為替変動を誘発し、世界経済は急速に悪化して、企業収益に大きな影響を及ぼしています。

世界半導体市場においては、高機能携帯電話や携帯音楽用端末、高性能パソコンや薄型TVなどデジタル家電製品の販売が失速し、加えて世界各国の自動車販売台数が急速に減少したことから、半導体製品の在庫が増加し、大幅な生産調整の動きが連鎖的に加速しました。

こうした中、当社グループの主力となるシリコンウェハー向け製品につきましては、当第3四半期における世界的な需要の減少から顧客の生産調整の影響を受けてラッピング材の売上高は861百万円と大幅に減少しました。またポリシング材についても減少し、1,971百万円となりました。その結果、シリコンウェハー向け製品全体の売上高は2,832百万円となりました。

半導体の高集積化・微細化に伴う多層配線技術に使用されるCMP（化学的機械的平坦化）向け製品につきましても、前半は比較的堅調に推移したものの半導体の需要減少の影響を大きく受け、売上高は2,051百万円となりました。

ハードディスク向け製品につきましては、ガラス基板向けにおいては小型化のニーズからノートパソコンや家電製品への搭載を背景に増加したものの、アルミ基板向けにおいては大きく減少し、ハードディスク向け製品全体の売上高は938百万円となりました。

ワイヤーソー向け製品につきましては、特に太陽電池向けが好調に推移したものの、半導体シリコン向けが減少し、全体では売上高は638百万円にとどまりました。

水晶デバイスに用いられる水晶向け製品につきましては、部品の小型化・薄型化の進展、競合先との価格競争の影響もあり、売上高は118百万円となりました。

溶射材は、主力となるサーメット溶射材を中心に製品の拡販に努めましたが、鉄鋼・半導体などの業界の需要低迷により、売上高は232百万円となりました。

商品につきましても、機械等の売上がなく、売上高は137百万円となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は7,991百万円、うち製品売上高は7,854百万円となりました。営業利益は215百万円、経常利益は208百万円それぞれ計上したものの、四半期純損失が278百万円となりました。部門別の業績は次のとおりであります。

#### 研磨材

太陽電池向けシリコン切断用「GC」（炭化けい素質研磨材）は、環境問題に対する意識の高まりやシリコン結晶メーカーの供給の緩和から、需要は増加しましたが、シリコンウェハー用ラッピング材「FO」（アルミナ質研磨材）の売上高は世界的な需要の減退から大きく減少し、研磨材全体で売上高は2,250百万円となりました。

#### 鏡面仕上材

主にノートパソコン用のガラス基板向けスラリー「DISKLITE」の売上高が増加したものの、シリコンウェハー用ポリシング材「GLANZOX」（シリカ系鏡面仕上材）、CMPスラリー「PLANERLITE」（シリカ系鏡面仕上材）においては、世界半導体市場の急激な減速の影響を受け売上高は減少いたしました。この結果、鏡面仕上材の売上高は5,098百万円となりました。

その他の製品ならびに商品

その他製品ならびに商品の売上高は減少し、全体として643百万円となりました。  
所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

国内につきましては、当社主力製品であるシリコンウェハー向けラッピング材、ポリシング材ならびにCMP向け製品の販売は減少いたしました。この結果、売上高は5,881百万円、営業利益は234百万円となりました。

北米

北米につきましては、半導体用ウェハーポリシング材及びCMP用スラリーの販売が減少し、売上高は1,842百万円、営業損失は15百万円となりました。

アジア

アジアにつきましては、主力のハードディスク向け製品の販売が減少し、売上高は914百万円となり、営業利益は111百万円となりました。

欧州

欧州は主に半導体向け製品の販売が増加したため、売上高は682百万円、営業利益は51百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前四半期連結会計期間末に比べ、1,231百万円減少し、7,221百万円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、72百万円となりました。これは主に、減価償却費(809百万円)やたな卸資産の減少額(304百万円)及び売上債権の減少額(1,067百万円)等プラス項目が、仕入債務の減少額(1,133百万円)や法人税等の支払額の増加(849百万円)等のマイナス項目を上回ったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、331百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出(310百万円)等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、762百万円となりました。これは主に、配当金の支払額(583百万円)及び短期借入金の純減少額(149百万円)等によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関連会社）が営む事業の業務上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更等はありません。

なお、株式会社の支配に関する基本方針については下記のとおりであります。

#### 1. 基本方針の内容

当社は、当社の株式は証券取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、対象会社の経営陣との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株券等の大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような株券等の大規模買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該大規模買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

当社としましては、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の向上を真摯に目指す者でなければならないと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反することになると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、コンピュータ用ハードディスクの研磨など高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野であるシリコンウェハー用超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しつつ、大手企業の新規参入に対して市場優位性を維持しております。

また、当社製品は太陽電池向けシリコンの切断や、水晶デバイス研磨用にも使われております。最近では、耐衝撃性を飛躍的に高めたサーメット溶射材の商品化で新分野を開拓しております。

このように当社は、「パウダーテクノロジー」を事業領域の基本として、コア技術を高め先端技術をリードすることにより、ユーザーの満足度を高め信頼を勝ち得てまいりました。また、当社は特定の企業グループに属することなく独立性の高い経営を堅持していることも、多くのお客様から受け入れていただいている一因と考えております。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、こうした人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「モノづくり」の根底に流れております。

当社はこうした「モノづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土とITを駆使した情報の共有化をテコに、企業競争力の向上と持続的成長によって企業価値を増大してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全且つ一体感のある企業風土にあると考えております。

今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度の更なる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

企業価値向上のための取組み（中期経営計画）

当社はバランス・スコアカード（BSC）の考え方をもとに、2006年3月に、2010年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。

この「中期経営計画」達成のために、当社はコーポレートビジョンを「超平坦加工のソリューションカンパニー、“常にお客様の視点に立って提案する企業”」として掲げ、計画の達成に必要な経営資源を積極的に投入するとともに、人材育成と設備投資に注力してまいりました。また、全社レベルの目標を事業ごとに戦略目標、施策として具現化し、その成果については戦略テーマ評価指標（KPI）によって四半期ごとに進捗管理するなど、明確な責任体制のもと事業戦略を組織横断的に実行しております。

#### シリコン事業

半導体の基板であるシリコンウェハーを高精度に平坦化・鏡面研磨する研磨材事業です。顧客へのタイムリーな新



製品の供給とトータルコストメリットの提言を目指し、モノづくりの意識を高めコア技術の確立と発展に注力し、高いマーケットシェア維持を目指してまいります。

#### CMP事業

半導体チップの高集積化を多層配線を実現するCMPは今後も拡大が期待されます。顧客ロードマップに合った迅速な開発品の提供や技術サービスを核に、より密接な顧客との関係構築や開発力の強化を目指してまいります。収益性の面では、安定品質の提供に努め、開発経費効率化や製造原価率の低減を図ってまいります。

#### ディスク事業

パソコンやHDD搭載型DVDレコーダーなどの記憶媒体であるハードディスク用の研磨材事業です。各業界のニーズをいち早くキャッチし、開発期間の短縮化により顧客の要求に合った開発品をタイムリーに提供してまいります。また、生産技術力を高め、低コスト化に向けた製造プロセスの改善を図り、利益率の向上につなげてまいります。

#### 溶射材事業

溶射業界向けにサーメット溶射材とセラミックス溶射材を供給しております。開発力を強化し、新規高機能品の早期上市やタイムリーなソリューションの提案により、売上的大幅拡大を目指してまいります。また、安価原料の確保、収率アップや生産技術の向上でコストダウンを図ってまいります。

#### その他事業

光学レンズ研磨用新製品の開発に注力し、高能率で低面粗度を可能とする高性能なダイヤモンドペレットを上市して売上の拡大につなげてまいります。

また、精密砥石関係、研磨布紙関係、一般ラップ関係、その他各種の安定した需要に支えられた製品に対しては、品質の維持向上や納期の迅速化、用途開拓の情報収集や新たな提案等で顧客の信頼を高めるとともに、急激に高まるコスト上昇圧力に対応し、技術力の結集と資源の効率的運用でコストの抑制に取り組み、利益の向上を図ってまいります。

こうした取り組みにより、収益の向上に向けて諸施策を強力に進めるとともに、内外生産拠点の拡充など市場ニーズへの的確な対応を積極的に進めてまいりました。

また、当社は株式の流動性を高め、多くの方に広く株式を購入していただけるよう、平成17年5月末に1：2の株式分割を実施し、配当金につきましても利益水準を鑑みながら増配するなどの対応をしてまいりました。今後につきましても、利益に応じて株主還元を実施してまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記1. 記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を毀損するような一方的且つ大規模な買付行為及びその類似行為に対しては、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速かつ的確に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社は、大規模買付行為がなされ、またはなされようとする場合に、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主が判断することや、株主のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするため、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討、ならびに大規模買付者との交渉のための期間を確保するための枠組みとして、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入することを決定し、平成20年6月24日開催の定時株主総会において当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することについてご承認をいただきました。

本対応方針においては、対抗措置の発動の是非に関する判断等にあっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社の独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することといたしております。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者または他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

### 4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、取締役会評価期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

また、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択

し実施する場合があります。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

上記のように、当該取り組みは会社社員の地位を維持する目的ではなく、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値、株主共同の利益の向上を真摯に目指す目的で導入しているものであります。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は621百万円であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは一部主要原材料を輸入や外部メーカーに依存しており、特に新興諸国の需要増加などにより影響を受ける可能性があります。

また当社製品の売上は半導体業界への売上依存度が高く、パソコン・携帯電話をはじめとする世界の情報通信市場やデジタル家電製品の需要動向や価格競争などが当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後、必要に応じて中長期計画の見直しを行うことも視野に入れ、経営資源の有効活用を図ってまいります。

#### (6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動により得られた資金は、72百万円となりました。これは主に、減価償却費（809百万円）やたな卸資産の減少額（304百万円）及び売上債権の減少額（1,067百万円）等プラス項目が、仕入債務の減少額（1,133百万円）や法人税等の支払額の増加（849百万円）等のマイナス項目を上回ったためであります。

投資活動により支出した資金は、331百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出（310百万円）等によるものであります。

財務活動により支出した資金は、762百万円となりました。これは主に、配当金の支払額（583百万円）及び短期借入金純減少額（149百万円）等によるものであります。

これらの活動の結果、現金及び現金同等物の残高は、前四半期連結会計期間末に比べ、1,231百万円減少し、7,221百万円となりました。

#### (7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの経営陣の基本的な問題認識について重要な変更はありませんが、米国サブプライム問題に起因する金融・為替市場の混乱、世界的な需要の急速な減退に対し当社グループとしましては、生産性の向上、コスト削減の取り組みを一層強化し、企業収益改善を図ってまいります。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中でありました、FUJIMI CORPORATION（米国子会社）の「CMP検査装置」及び当社各務原工場の「コンテナ洗浄器、充填機の設置」については、環境の変化によりそれぞれ計画を中止いたしました。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,699,500	30,699,500	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	30,699,500	30,699,500	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

1.旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年6月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	225個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	45,000株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数200株)(注)1.,4.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1,370円(注)2.,4.
新株予約権の行使期間	自平成16年7月1日 至平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1,370円 資本組入額 株式1株当たり685円(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認められない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の計算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使の場合を含まない。）は次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権は、行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役を退任した場合、もしくは当社または当社子会社を定年により退職した場合には「新株予約権割当契約」に定める条件により、当該退任または退職の日から2年間に限り行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

その他行使の条件については、当社第50期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 平成17年1月17日開催の取締役会決議により、平成17年5月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に以下の決定方針（以下「本決定方針」という。）に基づき承継させることができるものとする。ただし、当社の発行する新株予約権の承継に関し本決定方針に沿う記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または当社の株式移転に係る議案につき株主総会の承認を受ける場合に限るものとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

株式交換または株式移転の条件を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」として定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換または株式移転の日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」として定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件ならびに新株予約権の消却事由及び消却の条件

上記（注）3. に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

平成16年 6月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	778個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	155,600株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 200株)(注)1., 4.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり 1,462円(注)2., 4.
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり 1,462円 資本組入額 株式1株当たり 731円(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当 契約に定めるところによる。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の計算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使の場合を含まない。)は次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 . 新株予約権は、行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役を退任した場合、もしくは当社または当社子会社を定年により退職した場合には「新株予約権割当契約」に定める条件により、当該退任または退職の日から2年間に限り行使できるものとする。  
新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。  
新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。  
その他行使の条件については、当社第52期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 . 平成17年1月17日開催の取締役会決議により、平成17年5月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 . 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に以下の決定方針（以下「本決定方針」という。）に基づき承継させることができるものとする。ただし、当社の発行する新株予約権の承継に関し本決定方針に沿う記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または当社の株式移転に係る議案につき株主総会の承認を受ける場合に限るものとする。  
新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式とする。  
各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。  
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
株式交換または株式移転の条件を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。  
新株予約権の行使期間  
「新株予約権の行使期間」として定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換または株式移転の日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」として定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。  
その他の新株予約権の行使の条件ならびに新株予約権の消却事由及び消却の条件  
上記（注）3 . に準じて決定する。  
新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

2. 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月22日定時株主総会決議

(1) 新株予約権方式により、当社取締役に対して付与することを、平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成19年11月15日取締役会において決議されたものであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	225個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	22,500株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1,864円(注)2.
新株予約権の行使期間	自平成21年11月16日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1,864円 資本組入額 株式1株当たり932円(注)3.
新株予約権の行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社普通株式につき、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うことができる。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

割当日後、当社が、当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、もしくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社はかかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、必要と認める調整を行うものとする。



3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限ることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「株式の数」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3. に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(2) 新株予約権方式により、当社の課長以上の従業員ならびに当社子会社の取締役、幹部社員に対して付与することを平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成19年11月15日取締役会において決議されたものであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,450個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	145,000株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり 1,864円(注)2.
新株予約権の行使期間	自平成21年11月16日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり 1,864円 資本組入額 株式1株当たり 932円(注)3.
新株予約権の行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社普通株式につき、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うことができる。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

割当日後、当社が、当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、もしくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社はかかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限ることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「株式の数」に準じて決定する。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3. に準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	30,699,500	-	4,753,438	-	5,038,501

## (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
ん。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,527,600	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,143,500	291,426	同上
単元未満株式	普通株式 28,400	-	-
発行済株式総数	30,699,500	-	-
総株主の議決権	-	291,426	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式900株を含めております。なお、「議決権の数(291,426個)」には当該議決権の数9個を含めておりません。

## 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フジインコーポレーテッド	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1	1,527,600	-	1,527,600	4.97
計	-	1,527,600	-	1,527,600	4.97

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,705	1,748	1,799	1,648	1,611	1,561	1,276	1,228	1,162
最低(円)	1,383	1,503	1,586	1,446	1,462	1,187	882	1,020	963

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,417,159	6,307,639
受取手形及び売掛金	<sup>1</sup> 10,517,302	<sup>1</sup> 12,195,124
有価証券	1,104,713	3,221,174
商品	22,848	51,338
製品	3,738,598	3,823,459
原材料	2,571,144	2,545,851
仕掛品	1,279,640	1,083,492
貯蔵品	344,118	238,165
その他	1,562,484	1,294,249
貸倒引当金	13,514	12,554
流動資産合計	26,544,495	30,747,941
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,671,503	9,018,393
その他(純額)	9,994,982	11,437,709
有形固定資産合計	<sup>2</sup> 18,666,485	<sup>2</sup> 20,456,102
無形固定資産		
383,344	383,344	425,596
投資その他の資産		
投資有価証券	206,211	314,478
その他	3,487,765	3,298,054
貸倒引当金	8,300	8,400
投資その他の資産合計	3,685,676	3,604,133
固定資産合計	22,735,506	24,485,832
資産合計	49,280,002	55,233,774

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 3,605,538	1 5,185,977
短期借入金	383,209	720,189
未払法人税等	50,341	793,382
賞与引当金	211,589	570,360
役員賞与引当金	32,029	-
その他	1 1,453,555	1 2,884,136
流動負債合計	5,736,262	10,154,045
固定負債		
長期借入金	310,710	429,541
退職給付引当金	82,711	89,851
その他	26,487	23,864
固定負債合計	419,908	543,257
負債合計	6,156,171	10,697,303
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,753,438	4,753,438
資本剰余金	5,070,049	5,070,049
利益剰余金	35,457,385	35,344,694
自己株式	2,104,626	1,349,390
株主資本合計	43,176,246	43,818,791
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28,242	80,372
為替換算調整勘定	307,296	442,430
評価・換算差額等合計	279,054	522,802
新株予約権	35,932	11,056
少数株主持分	190,706	183,820
純資産合計	43,123,830	44,536,470
負債純資産合計	49,280,002	55,233,774



( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 千円 )

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	29,117,751
売上原価	20,842,506
売上総利益	8,275,244
販売費及び一般管理費	5,683,678
営業利益	2,591,566
営業外収益	
受取利息	72,277
受取配当金	4,684
廃棄物処分益	28,999
その他	37,763
営業外収益合計	143,724
営業外費用	
支払利息	36,789
為替差損	53,590
その他	13,426
営業外費用合計	103,807
経常利益	2,631,482
特別利益	
固定資産売却益	3,794
特別利益合計	3,794
特別損失	
固定資産除却損	18,658
減損損失	92,105
特別退職金	23,198
事業撤退損	102,774
特別損失合計	236,737
税金等調整前四半期純利益	2,398,538
法人税、住民税及び事業税	815,487
法人税等調整額	171,549
法人税等合計	987,036
少数株主利益	33,038
四半期純利益	1,378,463

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	7,991,853
売上原価	6,060,174
売上総利益	1,931,679
販売費及び一般管理費	1,716,605
営業利益	215,074
営業外収益	
受取利息	22,562
受取配当金	1,723
廃棄物処分益	11,319
その他	13,582
営業外収益合計	49,188
営業外費用	
支払利息	10,605
為替差損	44,743
その他	438
営業外費用合計	55,788
経常利益	208,474
特別利益	
固定資産売却益	3,748
特別利益合計	3,748
特別損失	
固定資産除却損	8,169
減損損失	76,132
特別退職金	23,198
事業撤退損	15,851
特別損失合計	123,351
税金等調整前四半期純利益	88,871
法人税、住民税及び事業税	150,262
法人税等調整額	507,046
法人税等合計	356,784
少数株主利益	10,486
四半期純損失( )	278,400

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,398,538
減価償却費	2,372,182
長期前払費用償却額	10,384
事業撤退損失	102,774
減損損失	92,105
株式報酬費用	24,876
特別退職金	23,198
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,694
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,140
役員賞与引当金の増減額(は減少)	32,345
賞与引当金の増減額(は減少)	357,451
受取利息及び受取配当金	76,961
支払利息	36,789
為替差損益(は益)	74,259
固定資産売却損益(は益)	3,794
固定資産除却損	18,658
売上債権の増減額(は増加)	1,456,149
仕入債務の増減額(は減少)	1,340,015
たな卸資産の増減額(は増加)	475,357
未払金の増減額(は減少)	190,837
その他の資産・負債の増減額	331
小計	4,192,069
利息及び配当金の受取額	70,064
補助金の受取額	45,392
利息の支払額	37,493
事業撤退による支出	4,531
法人税等の支払額	1,772,406
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,493,095

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,227,133
有形固定資産の売却による収入	3,856
無形固定資産の取得による支出	46,749
投資有価証券の取得による支出	2,879
貸付けによる支出	1,336
貸付金の回収による収入	929
投資その他の資産の増減額(は増加)	1,327
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,274,639
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	276,354
長期借入金の返済による支出	82,240
自己株式の取得による支出	755,235
配当金の支払額	1,265,893
その他	3,240
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,382,963
現金及び現金同等物に係る換算差額	344,162
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,508,669
現金及び現金同等物の期首残高	9,729,819
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,221,150

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ213,421千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>なお、この変更による損益への影響は軽微であります。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
	なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
法人税等の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

## 【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	<p>当社の溶射材事業部等の機械装置については、従来、耐用年数を15年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より9年に変更いたしました。</p> <p>この変更は、平成20年度税制改正を契機として資産の利用状況を見直したことによるものであります。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、28,153千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)						
<p>1. 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">576,573千円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">177,067千円</td> </tr> <tr> <td>設備関係支払手形</td> <td style="text-align: right;">26,113千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、28,094,868千円であります。</p>	受取手形	576,573千円	支払手形	177,067千円	設備関係支払手形	26,113千円	<p>1. _____</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、27,609,496千円であります。</p>
受取手形	576,573千円						
支払手形	177,067千円						
設備関係支払手形	26,113千円						

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)										
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運賃締掛</td> <td style="text-align: right;">775,016千円</td> </tr> <tr> <td>給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">1,733,522</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">123,741</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">43,450</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">821,643</td> </tr> </table>	運賃締掛	775,016千円	給与・賞与	1,733,522	賞与引当金繰入額	123,741	退職給付費用	43,450	減価償却費	821,643
運賃締掛	775,016千円									
給与・賞与	1,733,522									
賞与引当金繰入額	123,741									
退職給付費用	43,450									
減価償却費	821,643									

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
運賃締掛	216,330千円
給与・賞与	459,730
賞与引当金繰入額	123,741
退職給付費用	14,169
減価償却費	283,780

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	5,417,159千円
有価証券(注)1.	1,004,273
短期貸付金(注)2.	799,717
現金及び現金同等物	<u>7,221,150</u>
(注)1.有価証券のうち、合同運用金銭信託等は現金及び現金同等物に含めております。	
(注)2.短期貸付金は流動資産のその他に含まれております。短期貸付金のうち、現先は現金及び現金同等物に含めております。	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 30,699千株

2.自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,527千株

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社(親会社) 35,932千円

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	682,456	23	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金
平成20年11月4日 取締役会	普通株式	583,437	20	平成20年9月30日	平成20年12月8日	利益剰余金

5.株主資本の金額の著しい変動

当社は、第2四半期連結会計期間において、取締役会決議に基づき、自己株式を500千株(754,671千円)を取得いたしました。なお、当第3四半期連結会計期間末における自己株式は1,527千株(2,104,626千円)となっております。



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列の研磨材及びその他の製品を製造・販売しておりますが、その他の製品は重要性がないため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	アジア (千円)	欧州 (千 円)	計(千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,901,843	1,522,433	884,910	682,666	7,991,853	-	7,991,853
(2) セグメント間の 内部売上高	979,585	320,374	29,476	-	1,329,435	(1,329,435)	-
計	5,881,428	1,842,807	914,386	682,666	9,321,289	(1,329,435)	7,991,853
営業利益	234,625	15,314	111,964	51,633	382,907	(167,833)	215,074

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	アジア (千円)	欧州 (千 円)	計(千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	19,916,144	4,490,208	2,582,441	2,128,956	29,117,751	-	29,117,751
(2) セグメント間の 内部売上高	3,383,348	1,027,227	204,565	-	4,615,141	(4,615,141)	-
計	23,299,493	5,517,436	2,787,007	2,128,956	33,732,893	(4,615,141)	29,117,751
営業利益	2,505,734	152,679	374,930	142,559	3,175,905	(584,339)	2,591,566

(注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....アメリカ アジア.....マレーシア 欧州.....イギリス、ドイツ

3. 会計方針の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、「日本」で213,421千円減少しております。

4. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、当社の溶射材事業部等の機械装置については、従来、耐用年数を15年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より9年に変更いたしました。この変更は、平成20年度税制改正を契機として資産の利用状況を見直したことによるものであります。これにより、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、「日本」で28,153千円減少しております。

## 【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	北米	アジア	欧州	計
海外売上高（千円）	1,432,355	2,116,926	871,646	4,420,928
連結売上高（千円）	-	-	-	7,991,853
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	17.9	26.5	10.9	55.3

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	北米	アジア	欧州	計
海外売上高（千円）	4,304,227	8,431,161	2,624,088	15,359,477
連結売上高（千円）	-	-	-	29,117,751
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	14.8	29.0	9.0	52.7

（注）1．地域は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する地域の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) アジア.....台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、韓国、中国

(3) 欧州.....英国、デンマーク、ドイツ

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,470円51銭	1株当たり純資産額	1,494円39銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	43,123,830	44,536,470
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	226,638	194,876
(うち新株予約権)	(35,932)	(11,056)
(うち少数株主持分)	(190,706)	(183,820)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (千円)	42,897,192	44,341,593
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末(期末)の普通株式の数(株)	29,171,600	29,672,024

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	46円81銭	1株当たり四半期純損失金額	9円54銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額	46円81銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有 している潜在株式は存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益(純損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(純損失)(千円)	1,378,463	278,400
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(純損失) (千円)	1,378,463	278,400
期中平均株式数(株)	29,446,388	29,171,743
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,087	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成16年6月24日株主総会決議の新株予約権 (新株予約権の数 778個) 平成19年6月22日株主総会決議の新株予約権 (新株予約権の数 1,675個) 新株予約権の概要は、「第4[提出会社の状況]、1[株式等の状況]、(2)[新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。	平成14年6月26日株主総会決議の新株予約権 (新株予約権の数 225個) 平成16年6月24日株主総会決議の新株予約権 (新株予約権の数 778個) 平成19年6月22日株主総会決議の新株予約権 (新株予約権の数 1,675個) 新株予約権の概要は、「第4[提出会社の状況]、1[株式等の状況]、(2)[新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成20年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....583,437千円

(ロ) 1株当たりの金額.....20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年12月8日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

株式会社フジミインコーポレーテッド

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 夏樹 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 林 伸文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジミインコーポレーテッドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジミインコーポレーテッド及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。